学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課 高校教育課 特別支援教育課

1 改正の理由

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 28 年長野県条例第 42 号)において、「義務教育学校」制度創設に係る所要の改正が行われることに伴い、手当支給に係る規定について所要の改正を行う。

2 改正の内容

学校職員の特殊業務手当の支給範囲等を次のとおり改正する。

- (1) 多学年学級担当手当 支給範囲に義務教育学校の教諭、助教諭及び講師を加える。
- (2) 教育業務連絡指導手当 支給対象となる主任等に義務教育学校の教務主任、学年主任及び生徒指導主事(後期課程に係る業務を担当するものに限る。)を加える。
- (3) 入学者選抜手当 支給範囲に義務教育学校の第6学年及び第9学年の学級を担任する教育職員を加え

3 施行期日

る。

平成28年4月1日

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和 35 年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第6条中「等(」の次に「学級数(義務教育学校にあつては、後期課程の学級数)が」を、「並びに」の次に「学級数が」を加える。

第7条中「若しくは市町村立の中学校の第3学年」を「、中学校の第3学年若しくは義務教育学校の第6学年若しくは第9学年」に改める。

別表の中学校の項の次に次のように加える。

義務教育学校

教務主任 学年主任 生徒指導主事(後期課程に係る業務を担当するものに限る。)

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

	(多学年学級担当手当の支給範囲)	員は、市町村立(市町村学校組)第3条 多学年学級担当手当を支給する教育職員は、	よ義務教育学校の2以上の学 合立を	職員のうち、教諭、 徒で編制さ	次の各号に掲げる者を除く。 トレーン アング ただし、次の各号に掲げる者を除く。
改 吊 粉	多学年学級担当手当の支給範囲)	3条 多学年学級担当手当を支給する教育職員	合立を含む。以下同じ。)の小学校 <u>、中学校又1</u>	年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育	助数論及び講師とする。ただし、 次の各号に掲

生語 箱

(1) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業

時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業

条例第24条の4第1項に規定するその職務が困難であるとして教育委 員会が定めるものは、別表の左欄に掲げる学校に置かれる同表の右欄に掲げ

第6条

(教育業務連絡指導手当の支給対象となる主任等の範囲)

時間数が1週間につき12時間に満たない者

(2)

主任、農場主任及び寮務主任並びに3学級未満の学年に置かれる学年主任を

る主任等(3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、

- (1) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業 時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者
 - 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業
- 6条 条例第24条の4第1項に規定するその職務が困難であるとして教育委 員会が定めるものは、別表の左欄に掲げる学校に置かれる同表の右欄に掲げ 後期課程の学級数)が3学級 未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場主任及 び寮務主任並びに学級数が3学級未満の学年に置かれる学年主任を除く。) (教育業務連絡指導手当の支給対象となる主任等の範囲) る主任等(学級数(義務教育学校にあつては、 時間数が1週間につき12時間に満たない者
 - (入学者選抜手当の支給範囲) とする。
- に従事した教育職員のうち教育委員会が定めるものは、県立の中学校の第3 学年又は市町村立の小学校の第6学年、中学校の第3学年若しくは義務教育 学校の第6学年若しくは第9学年の学級を担任する教育職員とする。 第7条
 - (第6条関係)

左欄	右欄
小学校	教務主任 学年主任
中学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事
羊牧蜥去沙拉	教務主任 学年主任 生徒指導主事(後期課程
├ □	に係る業務を担当するものに限る。)
山 每沪宏	教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導
┡ #	主事 学科主任 農場主任

(入学者選抜手当の支給範囲)

除く。)とする。

条例第24条の5第1項に規定する進学生徒に関する調査書作成の事務 に従事した教育職員のうち教育委員会が定めるものは、県立の中学校の第3 学年又は市町村立の小学校の第6学年若しくは市町村立の中学校の第3学年 の学級を担任する教育職員とする。 条例第24条の5第1項に規定する進学生徒に関する調査書作成の事務 | 第7条

(第6条関係)

ケ魚			右側	
小学校	教務主任	学年主任		
中学校	教務主任	学年主任	生徒指導主事	
中 年沪宏	教務主任	学年主任	生徒指導主事	進路指導
八十十 回	主事 学	学科主任 農場	引主任	